

平成 28 年 3 月 31 日
四国電力株式会社

西条発電所 1 号機リブレース計画 計画段階環境配慮書の送付等について

当社は、本日、環境影響評価法及び発電所アセス省令 に基づき、「西条発電所 1 号機リブレース計画 計画段階環境配慮書」(以下、「配慮書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣、愛媛県知事及び西条市長に送付いたしましたので、お知らせいたします。

西条発電所 1 号機は、運転開始以来すでに 50 年以上が経過しており、今後、長期にわたって信頼性のある供給力として継続活用することが困難であることに加え、最新鋭の発電設備に比べ熱効率が低いことから、引き続き低廉で安定した電力供給を行うため、環境性及び経済性等を総合的に評価し、石炭を燃料とした 50 万 kW の最新鋭の超々臨界圧発電設備 (USC) にリブレースすることとしております。

今回送付した配慮書及び要約書につきましては、同法及び同省令に基づき以下のとおり、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 2 日まで縦覧に供するとともに、当社ホームページにて公表いたします。

配慮書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、当社宛に郵送にて意見書をお寄せいただきますようお願いいたします。

「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」

1. 配慮書の縦覧方法

(1) 縦覧場所

【関係地方公共団体庁舎】

- ・愛媛県庁 環境政策課 (愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 番地 2)
- ・西条市役所 環境衛生課 (愛媛県西条市明屋敷 1 6 4 番地)

【当社事業所】

- ・西条発電所 (愛媛県西条市喜多川 8 5 3)

(2) 縦覧期間

平成 28 年 4 月 1 日 (金) ~ 平成 28 年 5 月 2 日 (月)

(ただし、愛媛県庁及び西条市役所においては、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日は、除きます。)

(3) 縦覧時間

関係地方公共団体庁舎および当社事業所とも、午前9時～午後5時

(4) インターネットによる公表

当社のホームページにおいて、平成28年4月1日(金)午前9時から平成28年5月2日(月)午後5時までの間、配慮書をご覧いただけます。

2. 意見書の提出方法

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である配慮書の名称
- ・配慮書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。)

(2) 意見書の提出期限

平成28年5月2日(月)まで(当日消印有効)

(3) 意見書の提出先

〒760-8573

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ

(注)意見書に記載されている個人情報、本件においてのみ使用し、それ以外には使用いたしません。

以上